

平成25年度  
秋田県子どもの権利擁護委員会活動報告

秋田県子どもの権利擁護委員会

## I 秋田県子どもの権利擁護委員会の概要

### 1 概要

いじめや、虐待など子どもへの権利侵害に関する救済の申立てがあった場合に、権利侵害からの救済のための調査を行い、必要に応じて知事に意見を述べる機関として「子ども・子育て支援条例（以下「条例」という。）」第12条の規定に基づき平成18年に設置された。

### 2 平成25年度における委員会の構成

- 委員（3人）
- 調査専門員（2人）
- 事務局（3人）

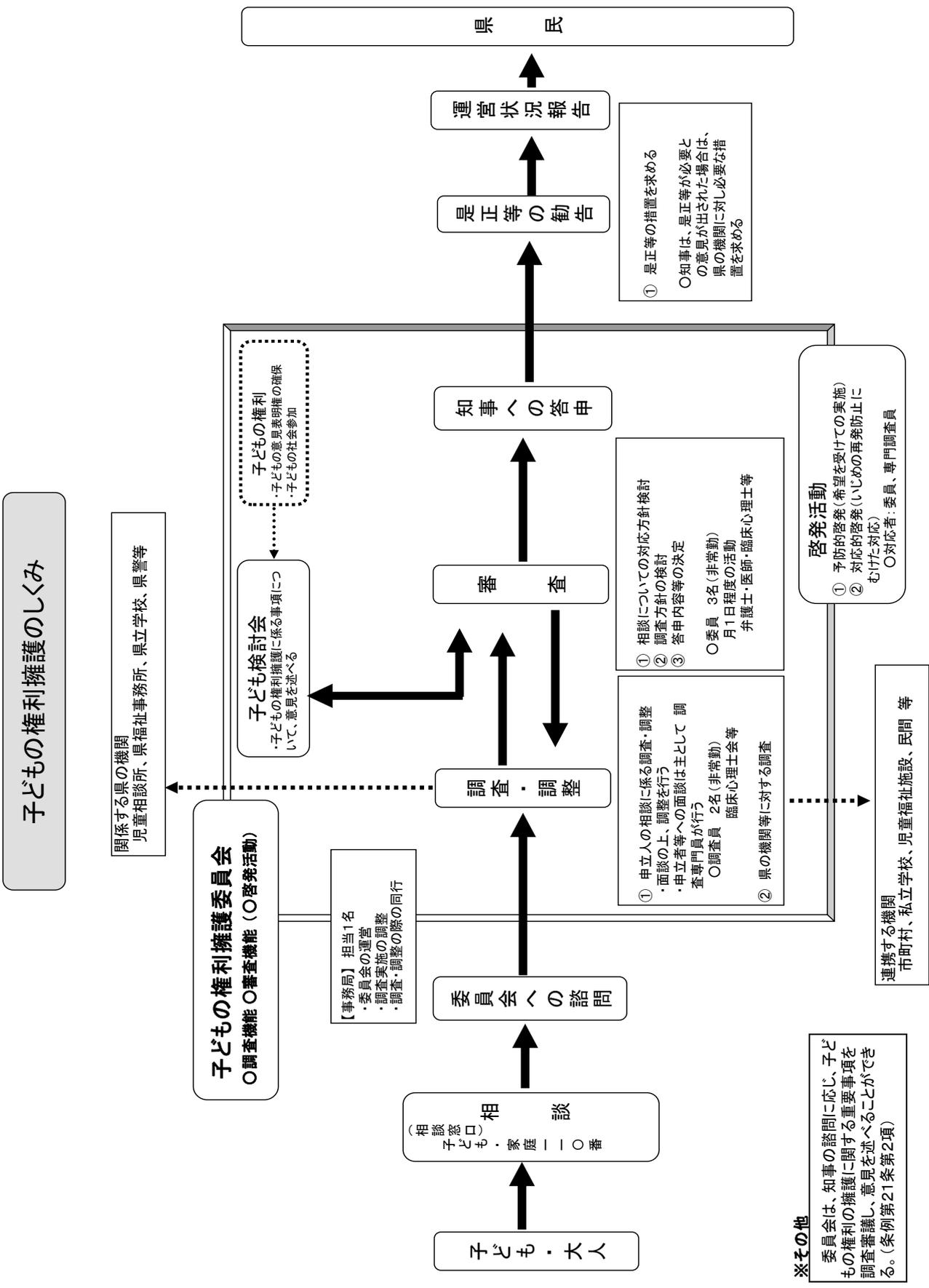
### 3 救済の対象

県内に住所を有し、又は在勤し若しくは通学する子ども（18歳未満）に係るもの

### 4 委員会の業務

- ・ 条例第12条に規定による子どもの権利救済に関する調査（条例第21条第1項）
- ・ 知事の諮問に応じ、子どもの権利擁護に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して意見を述べる。（条例第21条第2項）

# 5 子どもの権利擁護のしくみ



## Ⅱ 平成25年度子どもの権利擁護委員会の活動状況

### 1 平成25年度権利救済申立件数

1件

※ 平成25年7月に申立があったが、委員会で審議に入る前の8月に申立人から取り下げの申し出があったことから、委員会としての対応を要しなかったもの。なお当該案件については、申立以前の相談段階から当委員会委員の助言を受けながら、関係者及び関係機関との調整に当たった結果、申立人の意向に沿う形で子の権利救済が図られたもの。

### 2 平成25年度子どもの権利擁護委員会開催内容

第1回

- ・日 時：平成25年4月8日（月）18時00分～19時40分
- ・場 所：県庁第71会議室
- ・出席者：委員3名 調査専門員2名
- ・議 題：

（1）権利救済申立への対応について

（2）子どもの権利擁護委員会の平成24年度活動状況について

※ 前年度末に申立のあった1件の対応について審議したが、翌日、申立人から子どもの権利救済が図られたため取り下げる旨の申し出があったことから、委員会としての対応を終了した。

### 3 子どもの権利擁護委員会に寄せられた来所・電話相談

当委員会事務局が対応した相談の状況は次のとおり。

相談年月日	概 要	対応状況
6月11日	学校での他の生徒との関係及び学校側の対応について（電話相談）	助言
6月14日	学校での他の生徒からの言葉の暴力及び学校側の対応について（電話相談）	助言
7月 8日	部活動での指導者の指導態度について（電話相談）	助言、関係者に情報提供
7月24日	部活動での指導者の指導態度について（電話相談）	助言
7月25日	DVを契機とする子の転学について（電話・来所相談）	権利救済の申立後、取り下げ
10月16日	かつて子が不登校になったときの学校及び児童相談所の対応について（電話相談）	助言

#### 4 その他活動内容

##### ○いじめ問題対策連絡協議会について

いじめ防止対策推進法の成立を受けて県教育庁が立ち上げた連絡協議会の委員に当委員会委員が就任し、平成25年7月30日、11月27日及び平成26年2月26日に開催された協議会に出席し、いじめ問題への取組について意見交換を行った。